

令和 6 年 6 月 15 日現在

機関番号：34416

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2020～2023

課題番号：20K01010

研究課題名（和文）石刻史料を用いた唐朝の羈縻支配像の再検討

研究課題名（英文）Reconsideration of the control of different races through conciliation in the Tang dynasty by carved historical materials

研究代表者

森部 豊（Moribe, Yutaka）

関西大学・文学部・教授

研究者番号：00411489

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,400,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、唐朝が服属してきた周辺民族を統治したシステム（いわゆる羈縻支配）について、主に新中国成立後に出土した墓誌や近年その価値が再認識された伝存石刻史料などの分析を通じ、これまで漠然と認識されていた「緩やかに間接的に周辺民族を統治」していたという羈縻支配像の再検討を行った。その結果、この統治には地域、時期によって多様性があると予想される。本研究では、唐朝の東北に位置した營州付近のエスニック集団の統治の具体的な様相を石刻史料を通じて分析し、この地域では唐朝による直接統治とエスニック集団による間接統治が混在している姿を確認することができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

従来、日本の高等教育で教えられてきた唐の歴史の一部は、近年、急速に見直されてきている。民衆への土地支給制度の「均田制」、軍事制度の「府兵制」、徴税制度の「租庸調制」などである。本研究の「羈縻支配」もその一つである。その原因は、唐の次の王朝である宋の時代の人々が、唐王朝の制度をよく理解しないまま、その制度について史料を作成し、その宋代の人のバイアスがかかった史料をよく吟味しなかった点にある。こうした思い込みによる思考方法を、改めて見直す、考え直す一つのモデルケースとして、社会に対し提起できたものと考えている。

研究成果の概要（英文）：This study examined the system by which the Tang Dynasty ruled the surrounding ethnic groups that were subject to it, mainly through the analysis of epitaphs excavated after the establishment of New China and traditional stone carvings whose value has been reaffirmed in recent years. We reexamined the idea of "fine control", which had been vaguely perceived until now, as "lodgely and indirectly governing the surrounding ethnic groups". As a result, it is expected that there will be diversity in this governance depending on region and time. In this study, we analyzed the specific aspects of the governance of ethnic groups near Yingzhou, located in the northeast of the Tang Dynasty, through epitaphs, and found that in this area, direct rule by the Tang Dynasty and indirect rule by ethnic groups coexisted. I was able to confirm that.

研究分野：東ユーラシア史

キーワード：羈縻支配 羈縻州 契丹 唐朝 營州

## 1. 研究開始当初の背景

618年から907年まで、中国本土を支配した唐朝は、7世紀から8世紀半ばにかけて、マンチュリア、モンゴリア、中央アジア(東西トルキスタン)にまで支配領域をひろげた。唐朝は、服属してきたそれらの地域の非漢人系の部族・氏族集団に対し、唐国内の地方行政制度に準じ、集団の規模の大小に応じて都督府や州を置き、集団の首領に原則世襲の長官職(都督・刺史)を与え、彼らを通じて間接的に支配するシステムを構築した。これを「羈縻支配」という。

唐朝は「世界帝国」と称されるが、その唐の姿を具現化したものの一つが「羈縻支配」である。ただ、この「羈縻支配」像は、『新唐書』『地理志・羈縻州条』の序文の記述にもとづくもので、日本の東洋史学界では、無批判にこのイメージが受け入れられ、研究もほとんどなされてこなかった。一方、中国大陸の研究者たちは、多民族国家の故か、この問題に関心をもち、1980年代以降、正史などの編纂史料を利用しつつ研究をすすめてきた。しかし、大枠としては、唐朝が周辺諸民族を間接統治するという図式を大きく超えるものではなかった。

ところで、中国では1990年代以降、墓誌などを収録した石刻史料集が陸續と刊行されはじめ、中国史、特に北朝・隋・唐の歴史研究に大きな変化をもたらしている。個人の事績を石板に記し、墓に埋葬した墓誌には、編纂史料に見られない事実が記されているからである。21世紀以降、墓誌を利用した唐朝の羈縻支配に関する研究が現れると、新たな問題が浮上してきた。すなわち、羈縻州は完全な非漢人の自治だったのだろうか。羈縻府・州の長官は世襲だったのだろうか。一部の羈縻州には、唐前半期の軍制の基盤となる徴兵・軍事訓練機関である折衝府が置かれていた事実が報告されているが、それは羈縻州全般に見られる普遍的なものだったのだろうか。一つの羈縻州は、単一の部族を置いたものだったのだろうか。そして、総合的にみて唐朝の羈縻政策は一体どのようなものであり、また唐朝とはどのような性格を持つ歴史的存在だったのだろうか。これが、本研究の核心をなす学問的問いである。

## 2. 研究の目的

本研究は、編纂史料のみならず、石刻史料の分析をつうじて、唐朝の羈縻支配の多様なすがたを浮かび上げさせ、新しい唐朝の羈縻支配像を描きだすことを目的とした。

従来の正史などの典籍にもとづく唐朝の羈縻支配研究は、中国大陸の研究者を中心にこなわれてきた。それらは1)唐の羈縻支配の理念、2)唐朝と周辺諸部族との関係史、3)羈縻府・州設置の過程、4)その歴史地理的沿革、5)羈縻府州下に所属していたエスニック集団の首領クラスの事績などを明らかにするとどまっていた。

それに対し、本研究では墓誌などを用い、羈縻府・州の長官やその属官、さらに州の下の県官にどのような人(民族)が就いたのか、それと関連し、羈縻支配に対する唐中央政府の介入の度合いはどの程度あったのか(羈縻州の自治の問題)、羈縻州に置かれた折衝府(徴兵システムの末端機構)は誰が管理し、そして羈縻州民の軍事的活動とどのように関わっていたのか、一部の羈縻州では、他の羈縻州の住民と婚姻を通じた人的関係(民族間の横のつながり)が確認できるが、そのことは唐朝の羈縻支配(唐皇帝を頂点とする縦のつながり)といかなる関係にあるのか、などの問題を解明することを目的とした。これらは、従来、ほとんど注目されてこなかった視点だからである。これによって、唐朝の羈縻支配が一律なものではなく、時代と地域、それぞれにおいて差異(支配の濃淡)があり、それを総合すると、唐朝の羈縻支配の多様性を明らかにできると考えたのである。

## 3. 研究の方法

本研究は、編纂史料中の羈縻支配関係の記述を見直し、さらに中国各地に伝存する、あるいは新中国成立以降、あらたに出土・発見された墓誌など石刻史料のデータ収集と解析を通じ、唐朝の羈縻支配の時期と地域による差異に留意しつつ、四年計画で、その全体像を解明しようとするものであった。本研究で使用可能な石刻史料は、中国側が写真・活字として公表しているものに限られる。それらは拓本写真のみ、拓本写真と釈文、釈文のみ(中国の簡体字)の三つのスタイルに分類される。の場合、写真が不鮮明、あるいは縮尺の関係で判読できないことがある。の場合、釈文が手助けになるが、石刻文字の解釈が不正確な場合がある。については、原碑もしくは拓本との照合が必要である。

2014年までに刊行された石刻史料集によって確認されている唐代墓誌の総数は1万2500点前後にのぼる。そのうち羈縻州に係する墓誌や石碑の数は、王義康「唐代中央派員出任蕃州官員吏員考」(『史学集刊』2015-6)の研究成果と筆者自身が探したものをあわせると、少なくとも47点確認できる。そのうち、釈文のみの公表(上記)かつ墓誌の具体的所在が確認できていないものを除き、具体的に把握できているものは20点ある。それらは、遼寧省朝陽市博物館および朝陽市龍城区博物館があわせて13点以上収蔵し(未公表は含まない。うち10点は調査済み)、四川省成都市文物考古研究所に2点、雲南省大理市に3点(伝存石刻史料)、広西壮族自治区上林県に2点(伝存石刻史料。ただし1980年代以降再認識されたもの)がある。

これらの中国に点在する石刻史料の調査を行い、その釈文と原碑もしくは拓本との照合作業

を行おうというのが、本研究の方法である。

#### 4．研究成果

本研究は、2020 年度から開始したが、同年から世界規模でおきた新型コロナウイルスの感染拡大と、そのための中国渡航ができないという状況下、研究計画を大幅に変更しつつ、研究成果をあげることとなった。

まず、唐朝が「羈縻支配」をおこなったとされる地域を、唐朝の東北辺にあった営州（現在の遼寧省朝陽市）に絞り、遼寧省朝陽市で発見された複数の墓誌に加え、当該地域外で発見され、かつ営州の「羈縻支配」に関係する墓誌からデータを収集し、唐朝のエスニックグループに対する統治の実態を、具体的に復元した。

唐代の営州（朝陽）を対象を絞ったのは、当該地域から出土した墓誌が多く存在し、その中に契丹族の他、奚族や靺鞨族の墓誌を認めるからである。実地調査は不可能となったが、日本で入手できる情報にもとづき、唐前半期の営州都督府に隷属した「羈縻府州」を対象とし、営州羈縻府州に折衝府が存在したことを、以前の科研の成果をもとに改めて論じ、また営州羈縻府州の府州縣官の出自について考察を加え、さらに彼らの就任の様相について、具体的事例をあげて問題を提起した。

その結果、営州隷属下の「羈縻府州」とされてきた「都督府」や「州」には、唐朝から漢人の地方官が派遣されている事、また府州県官に任命されたエスニック集団出自の者が、自分の出身集団とは異なる集団に置かれた「羈縻府州県」の官僚に任命されている事実が明らかとなった。

また、「西域」における唐朝の「羈縻支配」と関連する形で、唐朝の軍事力を支えた非漢人のうち、唐の中後期に活動したソグド系武人の系譜を、5 つの墓誌をとりあげ、分析した。その結果、当該時期に活動したソグド系武人には、唐朝の「羈縻支配」の中から登場してくるソグド系突厥の他、安史の乱の最中、唐朝の呼びかけによって中央アジア方面から中国へやってきたソグド系武人が含まれていること、また涼州に居住しつづけていたソグド人グループの中から、武人として台頭してきた者たちもいることを明らかにした。

こうして新たに得られた「唐朝の羈縻支配」像の再検討の結果、その他の成果とともに『唐東ユーラシアの大帝国』（中央公論新社、2023 年）を執筆し、唐朝の通史を、編纂史料の他、石刻史料を用いて描き、唐代史像を再構築した。

最終年度、ようやく海外調査が可能となりつつあり、そこでベトナムのハノイ博物館が所蔵する梵鐘の調査を行った。この梵鐘は唐の「貞元十四（798）年三月三十日」に製作されたもので、鐘身には、これを鑄造し奉納した在家の教信者が組織する信仰団体ある「随喜社」の 53 人の構成員の姓名と肩書、またその事業に参加した施主 243 人の姓名、肩書が鑄刻されている。その肩書には、安南都護府や唐の南方におかれた羈縻州の思陵州などの官職を持つ者が確認でき、唐朝の南方羈縻政策の実態をさぐるための史料といえる。また、唐代の嶺南道に置かれた複数の州県官に、ベトナム北部居住の人（おそらく非漢人）が任用されている事実が明らかになり、この点でも唐朝の羈縻支配を討する新史料といえる。ただ、この調査は年度末の 3 月に行ったため、鐘身上の銘文やその内容の研究は、次年度以降の課題として残すこととした。

2023 年度の研究成果は、唐の契丹に対する羈縻支配の中から生まれたともいえる耶律阿保機を中軸とした契丹国の歴史を通史的に論じ、『ユーラシア 東西二つの帝国』（アジア人物史第 3、集英社、2023 年 8 月）と『五代十国 世のむこうの「治」』（勉誠社 2023 年 12 月）に分担執筆した。また、唐朝の「羈縻」支配のうちにあった沙陀族の興起と沙陀王朝の建国について、同じく『五代十国 世のむこうの「治」』に分担執筆し、成果を発した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 森部豊	4. 巻 -
2. 論文標題 唐代中後期のソグド系武人に関する覚書	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 『文書・出土・石刻史料が語るユーラシアの歴史と文化』	6. 最初と最後の頁 138-164
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 森部豊	4. 巻 80-2
2. 論文標題 唐朝の羈縻政策に関する一考察 - 唐前半期の営州都督府隷下「羈縻府州」を事例として	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 『東洋史研究』	6. 最初と最後の頁 1-44
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 森部豊	4. 巻 -
2. 論文標題 「史多墓誌」に関する一考察	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 『KU-ORCASが開くデジタル化時代の東アジア文化研究』 関西大学アジア・オープン・リサーチセンター	6. 最初と最後の頁 269-278
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 森部豊	4. 巻 23
2. 論文標題 「中国「中古史」研究と「東ユーラシア世界」」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 『唐代史研究』	6. 最初と最後の頁 5-13
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計6件（うち招待講演 4件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 森部豊
2. 発表標題 唐代後半期のソグド系武人の系譜とその活動
3. 学会等名 2022年度 第1回KU-ORCAS 研究例会(第2回東西学術研究所 研究例会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 森部豊
2. 発表標題 唐の「羈縻」支配と契丹
3. 学会等名 シルクロード学研究会 2023 帝京大学文化財研究所（招待講演）
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 森部豊
2. 発表標題 唐代的羈縻統治与契丹
3. 学会等名 長風系列学術講座（中国・山東大学）（招待講演）
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 森部豊
2. 発表標題 從石刻史料看唐五代粟特武士
3. 学会等名 長風系列学術講座（中国・山東大学）（招待講演）
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 森部豊
2. 発表標題 唐の「羈縻支配」像の再検討－奚・契丹を事例として－
3. 学会等名 広島史学研究会（招待講演）
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 森部豊
2. 発表標題 青梅社鐘から見る唐代後半期の「府兵制」
3. 学会等名 KU-ORCAS第4回研究例会（第9回東西学術研究所 研究例会）
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計4件

1. 著者名 森部豊・藤田高夫・澤井一彰・篠原啓方・池尻陽子・吉田豊・毛利英介	4. 発行年 2023年
2. 出版社 関西大学東西学術研究所	5. 総ページ数 164
3. 書名 『文書・出土・石刻史料が語るユーラシアの歴史と文化』	

1. 著者名 森部豊	4. 発行年 2023年
2. 出版社 中央公論新社	5. 総ページ数 400
3. 書名 唐 東ユーラシアの大帝国	

1. 著者名 妹尾達彦・倉本尚徳・石井公成・吉田一彦・岩尾一史・鈴木宏節・松原朗・山根直生・青山亨・松浦史明・上田新也・清水和裕・森部豊・趙仁成・李成市	4. 発行年 2023年
2. 出版社 集英社	5. 総ページ数 728
3. 書名 『ユーラシア 東西二つの帝国』（アジア人物史第3巻）	

1. 著者名 山根直生・新見まどか・森部豊・毛利英介・久保田和男・藤本猛・謝金魚・榎本渉・山内晋次・高津孝・呉脩安・山口智哉・樋口能成・許凱翔・前田佳那・猪原達生・山崎覚士・遠藤総史・伊藤一馬・柳律言	4. 発行年 2023年
2. 出版社 『五代十国 乱世のむこうの「治」』	5. 総ページ数 312
3. 書名 勉誠社	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------